

ると云ふ趣旨はほぼ同じで、保険が必要にもかかぬが
 経済的貧困の理由により入院助産を受けることか
 否かの正産婦が入院でき、安んずる助産が受けられ
 るように制度化したものでござります。支給を食
 りる資格は、つぎに掲げる条件を備えることが条件と
 一、世帯の総収入額が原則として生者保護に於ける
 生者扶助基準準額の二、五倍の額に満たない世帯
 に属するものであつて、ただし法に定める条件、
 被保護世帯に属する者を除く、二、その方に一
 人以上居住し、正産婦に就いてある者である
 こと、
 三、は、入院助産は長か別に指定する医療
 機関に委託するにほうかのとほすおります。
 以上のようは地方の例もござります、お産といふ
 問題は人間の生命の問題であり、現状のようは状
 態が読まないと将来世代の隔絶の問題となり、
 否か社会問題となりつつあります。その点も理



車者各位におよく、お考えのうえ、出産手
 当制度を当面独自の制度として取りあげ、張力
 に推進する意志があるか、どうか明確なる答を
 おめるものでござります。
 二、点の交通事故による死傷者は約二十五万
 人、そのうち交通事故死といふものは、多くの被
 害者を出し、社会問題の一つとして取りあげられ
 ています。今手にする上半期の交通事故発生状況は
 事故件数、死傷者ともに昨年同様に、昨年を上回
 ります。警視庁では、この数字は、死者一、四千人
 前後、負傷者は百八十人、上回る見通しがあると
 表しております。また、身近な福生の警察には、
 二、五倍のようは交通事故発生状況でござります。
 今手の一月から、日までに事故発生件数は、
 六百七十七件、負傷者は七、百九十九人、死者
 一人、三、五倍のようは交通事故発生状況でござ
 ります。

二点として、交通災害の問題も大きな問題ですが、
 例を以て長がとうめ子と、其者制度のなう市が見舞
 金として、少額のものを、おとす、と申さぬ、また、
 めが、福生、けにおくは、其者制度が、設けられ、あり
 ますか、私、調へた、範囲内におく、は、四三三%の、加
 入、か、は、二、の、よう、は、と、を、こ、う、に、ア、ド、を、読、け、こ、う
 に、交通災害、お、お、く、を、お、る、人、々、を、社、合、福、祉、の、一、端、か、り
 補助、する、と、い、う、意味、に、お、く、は、独、自、の、手、当、制、度、を、け
 独、自、の、もの、を、保、つ、た、た、う、と、は、長、の、答、サ、の、中、に、も
 あり、また、他、市、々、々、の、よう、は、の、に、め、が、け、け、を、る



信義君 由良乃常太郎君

夏 石川常太郎は、
アガとうゾウ
子に

一、一点の財産につくすに用ひてあげますか、見直
福祉法の三十六条に健康上必要であるにもか
看的理由により入院助産が受けることか、かめう
産婦を入院させて助産を受けさせる制度がどうなる
 か。
 ニ、少くは産科病院が指定してどうするかと
 収入状況により子と金額は違いますが、民生課にお
る集居施設に助産をするのか、かめう
 向合されたようにおのづから子育せよとか、保護世

福生町議会

力不願

○ 義
○ 股
○ 義
○ 股

下の子が学校の金庫に好き

収
 収場の監督の面につく子やい学校の分校にする
 る技術取負はありなけり。現に建築に關する
 そ今にもオ一の学校分校の監督につく子よ、常
 監督員の予算を組んでおりまゝの、その者
 をそ行させる予定にはつておりまゝ。ただ採
 来の問題として示すは、市制施行とからみたり
 来事は建築専門の學校をまた技術取負を人採用
 したといふ考えをサテておりまゝ。さうして、手か

後に建築係を返さうと考へておられますが、
 それ以前には時間ばかり過ぎて、ここへ来さうと
 校分枝の監督は常駐監督員にやらせておいて
 その上の監督は教育委員会の事務局でやらせ
 うと考へておられます。

解

○兼長
如川信兼君
おはかりいたします。

報告や四号の事
来分には、
原果はあり

「里議」と呼ぶ

○藤長(石川)信義君
ニ是藤下と認めず。
ニ子ヲ

報告の四号は原案通り承諾するべくに決定
した。子に。

議長（石川信策君）
 日経や外議果や外上号福生社の
 級取員の給与に關する条例の一部を改正する各例

福生町義会

七
~~八~~
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

謙事、存長セシテ謙東の朗詠セリ、たゞせず。

須臾事長流

長
 川
 信
 義
 君
 朗
 讀
 子
 下
 子
 下

本學に
以て提
理の
前を
あや
す

企圖調查里全查下野決一君

企圖調查主查下野決一君登

金剛正國主在天下
一君一民一號一福

の（傍）事自の（女）子に（着）する（各）國の（新）を（バ）イ（ア）する（各）國に（つ）き（子）を（二）龍（明）伊（を）あ（げ）す（り）

提煉用ニカ
リ子
と
な
る
に
際
市
面
の
セ

衡上改正するとの
のが提果理由で
之を子下

条文のほ
とて子
そ
カ
条
十
條
一
條

手当と日金手当を規定し母の収入にす

その中、十六条の二項中、六月三十日までに、

は日頃手当の増加の解を二五に示すか